
板橋区ユニバーサルデザイン推進基本方針

平成 28 年 6 月

板 橋 区

板橋区ユニバーサルデザイン推進基本方針

— 目 次 —

1. 策定の背景	・・・・・・・・・・	1
2. 策定の趣旨		
2-1 策定の目的	・・・・・・・・・・	2
2-2 方針の役割	・・・・・・・・・・	2
3. ユニバーサルデザインについて		
3-1 ユニバーサルデザインとは	・・・・・・・・・・	3
3-2 ユニバーサルデザインの全体像	・・・・・・・・・・	10
4. 板橋区のユニバーサルデザインの推進における対象等		
4-1 取り組みの対象とその理由	・・・・・・・・・・	11
4-2 めざす将来像	・・・・・・・・・・	11
4-3 <u>取り組み指針</u>	・・・・・・・・・・	11
4-4 取り組みの視点	・・・・・・・・・・	13
4-5 取り組みの進め方	・・・・・・・・・・	15
5. ユニバーサルデザインの推進に向けた取り組みの基本方向	・・・・・・・・・・	16
6. ユニバーサルデザインの推進に向けて		
6-1 庁内体制の整備	・・・・・・・・・・	17
6-2 基本方針の活用等	・・・・・・・・・・	17
6-3 板橋区バリアフリー推進協議会等	・・・・・・・・・・	18

【参考資料】

●ユニバーサルデザインとバリアフリー	・・・・・・・・・・	21
--------------------	------------	----

※見やすさに配慮し、使用するフォントはメイリオ、HG 丸ゴシック体で統一するとともに、サイズは12ポイントを基本としています。

1. 策定の背景

日本では、世界でも類を見ない形で、超高齢化が進展しており、加齢に伴う身体機能の低下、認知症など何らかの支えを必要とする人の割合が高まっています。その一方で、人口減少の進展に伴い、手助けが必要な方を支える担い手が不足していくことが考えられます。

他方、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定も契機となり、世界各地から来訪者の増加も見込まれ、国際化がさらに進展するといわれています。

また、社会・経済状況が成熟化し、様々な立場の人が社会参加できる環境も徐々に充実していく中で、物理的な豊かさだけでなく、文化・芸術、交流、スポーツ、観光などを通じて、心の豊かさを感じられる生活を求める人が増えています。年を重ねても、障がいがあっても、豊かさを求める気持ちに差はありません。

国では、平成 20 年 3 月には「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、あらゆる人の社会参加を促進する取り組みの推進が図られています。

このように、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての人が快適に暮らせるまちをつくり、様々な場面で社会参加ができる環境を整える必要は高まっています。

このため、従来のバリアフリーから、すべての人にとって暮らしやすい地域社会の実現をめざすユニバーサルデザインへ考え方を発展させ、区政の様々な分野の取り組みに、ハード・ソフトの両面からこの考え方を取り入れて、人的介助の必要性をより少なくするとともに、誰もができるだけ、同じ場や状況のもとで、自由に行動できるまちをつくる必要があります。

さらに、区、区民、地域活動団体、事業者が、この考え方や各主体に期待される役割を共有し、全区的な取り組みとして展開していくことが求められます。

ユニバーサルデザインは非常に広範な考え方であることを踏まえ、まずは基本方針（以下「本方針」）を策定し、これを土台に、今後、具体的な計画につなげていきます。

2. 策定の趣旨

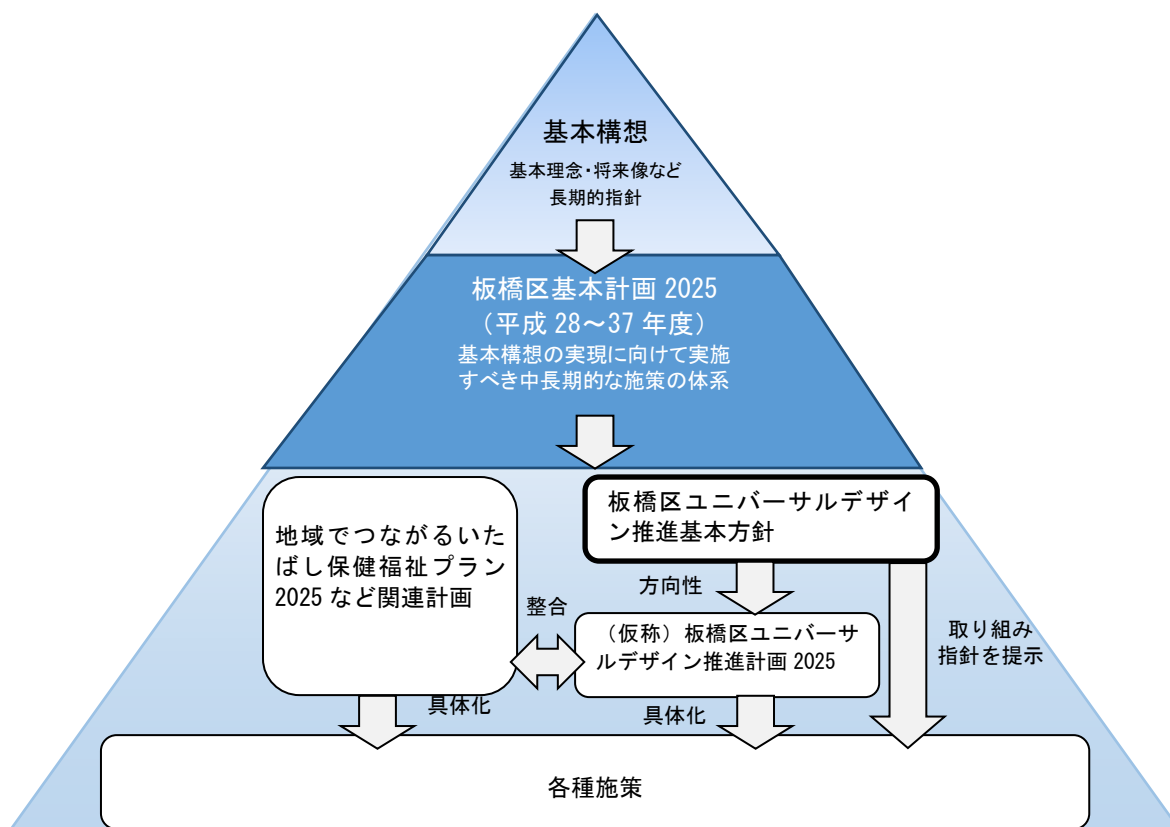
2-1 策定の目的

本方針は、区政の様々な分野で、ユニバーサルデザインの考え方に基づく取り組みを推進することを目的として策定します。

2-2 方針の役割

本方針は、区、区民、地域活動団体、事業者が協働して、ユニバーサルデザインの考え方に基づく取り組みを進める上での拠りどころとして、その基本姿勢や基本方向を示す役割を果たします。

併せて、バリアフリー総合計画の後継計画として平成28年度中に策定する（仮称）板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 の方向性を示すものとしします。



3. ユニバーサルデザインについて

ユニバーサルデザインについて共通の理解を深めるため、基本的な考え方、要件、効果等を整理します。

3-1 ユニバーサルデザインとは

(1) ユニバーサルデザインの定義

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整える取り組みです。

【参考】ユニバーサルデザインの定義の例

- 身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念（ユニバーサルデザイン政策大綱／H17.7／国交省）
- 年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、都市や生活環境をデザインすること（東京都福祉のまちづくり推進計画／H26.3）

(2) ユニバーサルデザインの基本的な考え方

①「すべての人」が対象

ユニバーサルデザインの定義から、その対象は「すべての人」となります。

②「はじめから」の発想

ユニバーサルデザインは、事後の対応ではなく、多様なニーズを考慮して、すべての人が利用できる環境を「はじめから」作るという発想となります。

③「ハード・ソフト両面から最適な手法をめざす」という姿勢

多様なニーズに対応できる環境を実現するという目標を掲げ、粘り強く検討を重ね、ハード・ソフトの両面から、その状況における最適な手法を提供するという姿勢となります。

【図表】ユニバーサルデザインにおけるハードとソフトの取り組みの整理

分類	取り組み		一般的な例
ハードUD (モノ：物的要素)	「空間」を構成する施設・設備等の整備		→空間（駅前、商店街、住宅地、農地等）、施設（道路、公園、建物、交通、サイン）、設備・機器、製品等
ソフトUD (コト：事象的要素)	「空間」の整備を補完する取り組み【a】		→施設・設備等の維持管理、運用等
	「空間」の整備以外の取り組み【b】	「暮らし」の基盤づくり	→情報提供、地域コミュニティ、見守り、活動連携・協働、ボランティア、マナー・ルール、交通安全、防災、防犯等
		「暮らし」の質の向上	→歴史、景観、文化、芸術、健康、スポーツ、エンターテインメント等
ソフトUD (ヒト：心的要素)	もてなしを実現する取り組み	「しくみ」の充実・運用	→制度、区民参加、組織、推進体制等
		「ひと」の意識醸成	→相互理解、人材育成、生涯学習、普及啓発等
		「ひと」による思いやりのある配慮、サービス等の提供	→気配り・目配り・心配りの対応、接遇、接客等

※表や図の中では、ユニバーサルデザインをUDと略します。

上の整理に基づき、ソフトの取り組みの例を挙げると概ね以下のとおりとなります。

【参考】ソフトの取り組みの例

【a】「空間」の整備を補完する取り組み



誘導ブロック上に駐輪や看板が設置されている様子



誘導ブロック上への駐輪を抑止するよう駐輪区画を見直している

【b】「空間」の整備以外の取り組み

○建物利用者にとって必要な情報内容が必要な場所に理解しやすい表現で示されることが重要です。



規制サインが外国人や子どもの目線で読める位置と内容で示されている例

利用者の立場に配慮した情報内容の工夫の例



トイレの男女別と方向だけでなく、距離の情報も示されている例



矢印だけではなく、廊下の壁に帯状のサインを設置し、誘導している例



優先駐車場の適正利用に関して、チラシやステッカーによる普及啓発（沖縄県）

④「本来の価値・感性価値を配慮し提供する」という姿勢

ハード面の改善により、資源が持っている本来の価値を損なう可能性がある場合には、その価値との調和を図り、可能な範囲の整備を行うことが重要です。

また、だれもが本来持っている心地よいと感じる感情（感性価値）とは何かを十分に検討することも大切です。

【図表】「本来の価値」と「感性価値」の例

分類	【例】
本来の価値	文化遺産の保全・活用の分野では、文化遺産が本来持っている価値を損なわず、次世代へ継承できるように、修理等を行う際は配慮する。
感性価値	段差が生じる日本的な出入り口など物理的なバリアとされるものも、本来の価値を提供するために必要な「しつらえ」と評価し、五感に訴える演出や「もてなし」と合わせて提供する。

⑤「絶えず改善を考え、実践し続ける」という姿勢

ユニバーサルデザインは、単に「デザインの物理的な結果や特徴」を指す言葉ではありません。すべての人が社会参加できるように、物や空間、活動やサービスなどが人に与える影響をデザインするという考え方と言えます。

時代や社会構造の変化、技術の進歩、ニーズの変化等を踏まえ、すべての人、多様なニーズに対応できる環境の実現に向かって、多様な主体の協働により、絶えず改善を考え、実践し続けるプロセスそのものがユニバーサルデザインと言えます。

（3）ユニバーサルデザインの原則等

ユニバーサルデザインとは、アメリカの建築家であるロナルド・メイス氏によって提唱された考え方です。同氏を含めた建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究などからなるグループが協力して、「ユニバーサルデザインの7原則」がまとめられました。

さらに、近年ではユニバーサルデザインに関する様々な研究や取り組みが進められており、この7原則以外にも、価値を向上させる「価値向上要件」や、質が高く、的確かつ継続的に進めていくために必要なプロセス（手続き）に関する「プロセス要件」も整理されています。

以下では、これらの原則等を示します。

①ユニバーサルデザインの基本原則（7原則）

ユニバーサルデザインの考え方を理解する上で基本となるものであり、環境、製品、コミュニケーションなどを含めて、デザインに関わる幅広い分野での方向性が明確に示されたものです。

【図表】ユニバーサルデザインの「基本原則」（7原則）

原則①	公平性	だれにでも公平に利用できること	だれにでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること	【例】 ○自動ドアの出入口
原則②	柔軟性	利用者に応じた使い方ができること	使う人の様々な好みや能力に合うように作られていること	【例】 ○立位、座位どちらでも使える申請書記載台 ○階段、エレベーター、エスカレーターが併設された駅
原則③	単純性 直感性	使い方が簡単ですぐわかること	使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること	【例】 ○ピクトグラムを活用したサイン ○小さな子どもでも分かる絵で書かれた説明書
原則④	認知性	必要な情報がすぐに理解できること	使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること	【例】 ○文字・記号、音・音声、触知図・振動など複数の情報伝達方法を組み合わせさせたサイン
原則⑤	安全性	使い方を間違えても、重大な結果にならないこと	ついうっかりしたり、意図しなかったりした行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること	【例】 ○駅のホームドア ○パソコン等の誤操作防止のための確認表示
原則⑥	効率性 省力性	無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること	効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること	【例】 ○レバー式ドアノブやバー付きスライドドア ○購入ボタン、取り出し口が腰の高さにある自動販売機
原則⑦	快適性	アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること	どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること	【例】 ○だれでもトイレ ○ボタン部分が大きいスイッチ ○幅が広い自動改札機

②ユニバーサルデザインの価値向上を図る要件

【図表】ユニバーサルデザインの「価値向上要件」

A	価格 妥当性	<p>だれもが手に入れられる、利用できる価格であること コストパフォーマンスが高いこと</p>	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シャンプーとリンスの違いを容器の凹凸の違いで区別(特別な装備によるコスト増加を回避し、安価で商品提供) ○だれもが自立的に利用でき、安価でサービスを楽しむことができるセルフサービスの仕組み
B	審美性	<p>人の愛着を生み、周辺環境と調和し、魅力的で美しいこと</p>	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的な街並みや景観(伝統的建造物群保存地区等)の価値との調和を図る環境整備
C	真正性	<p>本来の価値や感性価値を提供するしつらえ、演出、もてなしの提供に配慮されていること</p>	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史・文化遺産への観光客の受け入れだけを考慮した過度な整備ではなく、その歴史的・文化的な価値を残し、伝えるために行う保存整備 ○ユニバーサルマナー・ユニバーサルサービス
D	地域性	<p>地域の特徴(地形、気候風土等)や文化との調和や継承・強化に配慮されていること</p>	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雪国の雁木空間の維持・活用 ○地域の伝統的な祭りで神輿が通る経路に配慮した道路設計・改善
E	公益性	<p>新たに創造した価値、又は、再評価で見出した価値をグローバル化・ブランド化・スタンダード化し、地域的・社会的な課題の解決やライフスタイルの向上につなげていること</p>	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○温水機能付き便座の一般家庭への普及 ○地域の伝統産業の技術を活用した間伐材利用商品のブランド化による林業の活性化と森林保護活動の充実
F	持続可能性	<p>【環境への配慮】 地球環境への負荷が少ないこと</p> <p>【継続的・長期的利用への配慮】 耐久性・可変性・可動性・改変性・付加性が高く、様々な変化にフレキシブルに対応できる機能を有し、継続的・長期的に利用できること</p> <p>【幅広い世代への配慮】 いかなる世代にも不利にならず、世代を超えて利用できるデザインであること</p>	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー、自然エネルギー活用 ○ゼロエミッション(資源循環)社会 ○スマートシティ(低炭素・環境配慮都市) ○住宅の長寿命化 ○スケルトン・インフィル住宅(間取りが変更可能な住宅) ○アダプティブデザイン(ニーズ変化に応じて取り外しや移設可能など、可変性・可動性のあるデザイン) ○環境や時期の違いを対応した施設(昼・夜/雨天・晴天/季節/日常時・災害時/日常時・イベント時) ○生態系保全(生物多様性) ○ダイバーシティ(多様性の受け入れ) ○CSV(クリエイティブ シェアード バリュー:共有価値の創造/事業による社会的価値と経済的価値の同時実現)

③ユニバーサルデザインのプロセス要件

【図表】ユニバーサルデザインの「プロセス要件」

ア	参画・協働性	多様なニーズを反映するために、あらゆるプロセス過程へ様々な関係者による協働が図られていること	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設整備の構想検討段階からの区民参加 ○セーフコミュニティ(多主体協働による地域の安全・健康保持の継続的推進)
イ	主体性 自立性	周囲の人が不便・困難と思うことに対して自ら積極的にかかわったり、自分でできることはできるだけ自分で行おうとしたりするプロセスがあること	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関で席をゆずる ○段差のある道路で移動を手伝う ○手助けを必要とせず、自分一人で行うことができる ○子どもや高齢者の歩行者に配慮して自転車を押し歩かせる ○接客・接遇の体験講習会 ○商店街の各店舗による買い物客へのトイレ提供サービス

(4) ユニバーサルデザインによる効果

ユニバーサルデザインの基本的な考え方に基づき取り組んだ結果、期待される主な効果を整理します。

①地域コミュニティの充実

地域の多様な人が参画し、協働するというプロセスにより、立場の違う人同士がお互いを理解し、「もてなしの心」を持つ人が増え、共に暮らし続けられる地域コミュニティの充実が図られます。

②豊かな暮らしの実現

地域の多様な人が参画し、地域のニーズが的確に反映されることで、その地域にあった豊かな暮らしが実現されます。

③経済的な効果の期待

多様な人の社会参加が促進されることで、潜在的な需要が掘り起こされ、より良いものが安価に提供される、市場が拡大する等の経済的な効果が期待できます。

④コストの低減

「はじめから」すべての人を想定した環境づくりを進めることで、環境を整備した後の特別なニーズに対応するために追加する物的・人的コストが発生せず、中長期的な観点から結果的にコストの低減につながります。

⑤環境負荷の低減

あらかじめ様々な変化に柔軟に対応できるような設計とすることで、長期的な利用が可能となり、環境への負荷が低減されます。

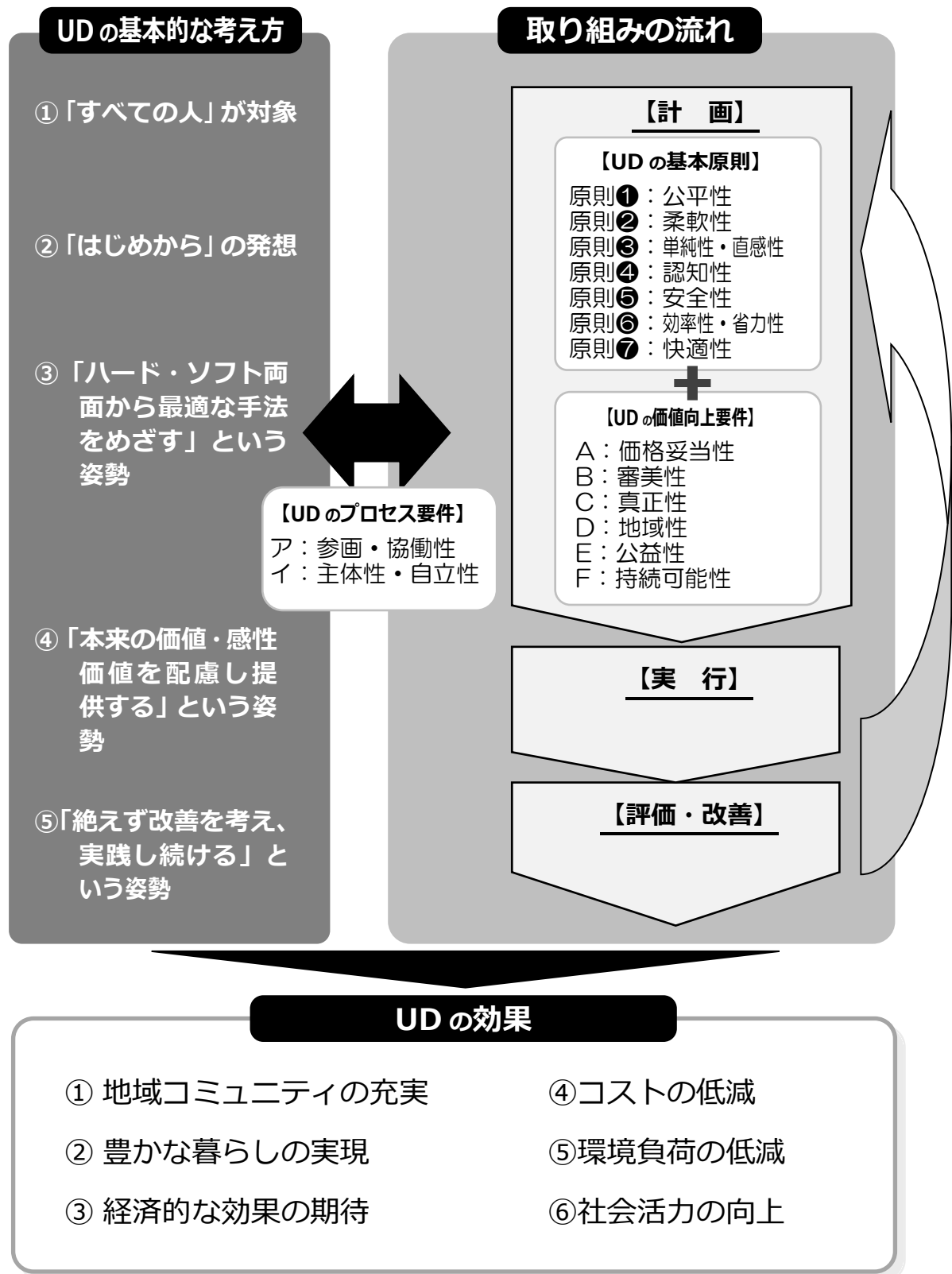
⑥社会活力の向上

ユニバーサルデザインが推進されることで、すべての人が、あらゆる地域、あらゆる場面で自立的に社会参加できる環境が形成され、人材交流が活発化し、社会全体に活力が生まれます。

3-2 ユニバーサルデザインの全体像

ユニバーサルデザインの取り組みの流れという観点から、これまで述べてきたユニバーサルデザインの「基本的な考え方」「要件」「効果」の関係性を整理し、全体像を示します。

【図表】ユニバーサルデザインの全体像



4. 板橋区のユニバーサルデザインの推進における対象等

3で俯瞰したユニバーサルデザインの考え方等を踏まえ、板橋区の実情に適した対象等を検討していきます。

4-1 取り組みの対象とその理由

ユニバーサルデザインの原則から対象は「すべての人」となりますが、板橋区ではこの原則に加え、「子どもが暮らしやすいまち、すべての人が暮らしやすいまち」との考え方に立ったうえで、改めて対象を「すべての人」とします。

4-2 めざす将来像

板橋区では、これまでもユニバーサルデザインの考え方を取り入れて課題の解決を行ってきました。

例えば「赤ちゃんの駅」は、乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として始まりましたが、誰にとっても分かりやすいネーミングや、絵本のように一目で分かるデザイン性を有したステッカーやフラッグなどにより、瞬く間に全国に広がり、民間事業者を含めたあらゆる主体による子育て支援へと発展してきました¹。

また、平成 27 年の区役所本庁舎南館の改築時には、「もてなしの心による区民本位の窓口」を実現するため、利便性の高い低層階一体型総合窓口の配置、あらゆる利用者に配慮しただれでもトイレやキッズスペースの整備・充実など、多様なサービスを進めました。

これらの取り組みは、人の感性に訴えたり、快適さをめざしたものであったりと「子どもが暮らしやすい」という視点からも説明することができます。

そこで、これらを踏まえ、めざす将来像を以下のとおりとします。

めざす将来像

もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまち いたばし

4-3 取り組み指針

めざす将来像の実現に向けて取り組みを進めていく上で、取り組み指針を定めます。

なお、板橋区基本構想では「ひと（個人）」「まち（地域）」「みらい（環境）」に着目した基本理念が定められており、これら基本理念とユニバーサルデザインの考え方とは親和性が高いと考えられることから、これも踏まえることとします。

板橋区基本構想の基本理念

- ① 「ひと（個人）」に着目した「あたたかい気持ちで支えあう」
- ② 「まち（地域）」に着目した「元気なまちをみんなで作る」
- ③ 「みらい（環境）」に着目した「みどり豊かな環境を未来へつなぐ」

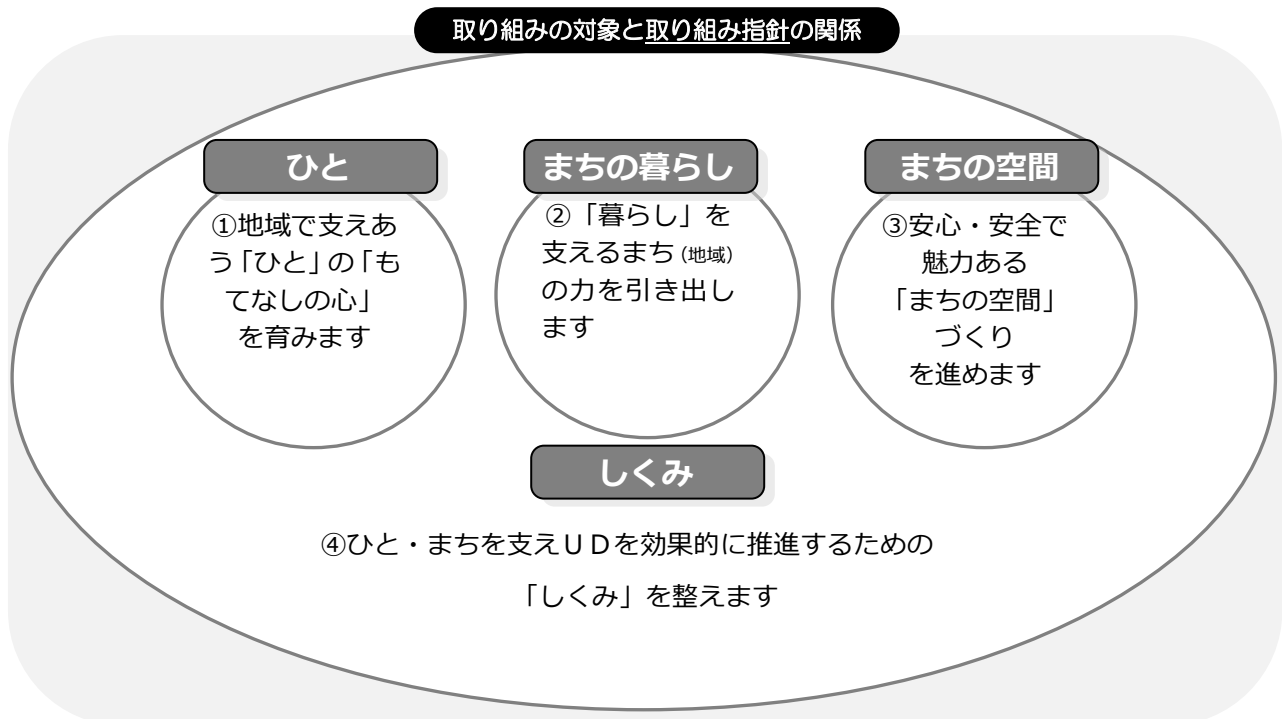
¹ 赤ちゃんの駅は、平成 21 年にキッズデザイン賞を、翌平成 22 年にはグッドデザイン・ライフスケープデザイン賞を受賞しています。

【図表】基本構想と本方針の関係

基本構想		UD 推進基本方針	
着目点	基本理念	取り組みの対象	
ひと (個人)	【あたたかい気持ちで支えあう】 ○だれもが等しく個性ある人間として互いに尊重し、相手を思いやる「もてなしの心」を持つ ○だれもが地域で支えあう気持ちを持つ	▶	①ひと ←
まち (地域)	【元気なまちをみんなでつくる】 ○区民一人ひとりや地域の様々な団体、関係機関などが、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概を持って対等の立場で協働しながら、地域の課題を自ら積極的に解決していく ○まちに安心・安全と元気や魅力を生み出す	▶	②まちの暮らし ←
		▶	③まちの空間 ←
みらい (環境)	【みどり豊かな環境を未来へつなぐ】 ○自然環境・生活環境や便利で快適な都市環境を持続可能な状態で次世代へ継承する	▶	④しくみ

「ひと」「まちの暮らし」「まちの空間」と、これを支える「しくみ」を取り組みの対象とし、それぞれに対応した取り組みの指針を以下のとおりとします。

- ① 地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます。
- ② 「暮らし」を支えるまち（地域）の力を引き出します。
- ③ 安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます。
- ④ ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます。



4-4 取り組みの視点

めざす将来像の実現に向けて、取り組み指針に基づくユニバーサルデザインの推進・展開を図っていくために、8つの視点を取り組みの対象ごとに定めます。

取り組みの対象	視点	考え方	例
ひと 地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます	「ひとごと」「自分ごと」から「 お互いごと 」へ	ひとごとを自分のこととしてとらえるとともに、相手の立場にも立って、その違いや共通点を想像し、認め合う。	○高齢者、障がい者、子育て世代、外国人など多様な区民がお互いの立場を伝え合う機会をつくる。
	「知る・学ぶ」「気づく」「 体験・共感 」の循環	不便や利用しづらいつとを感じることを知る・学ぶことで、新たな気づき生まれ、体験することで共感に変わる。その循環を積み重ねていく。	○外出時の車いす体験、視覚・聴覚障がい者体験、妊婦体験等の機会をつくる。
まちの暮らし 「暮らし」を支えるまち（地域）の力を引き出します	「支援する」「支援される」から「 共に暮らす 」へ	支援する側、支援される側という関係（意識）ではなく、お互いの存在を認め合いながら、共に暮らす関係（意識）づくりを進める。	○外国から引っ越してきた家族の買物支援をしていた方の子どもが、その家族の方から外国語を教えてもらうようになるなど、お互いの存在を認め合う意識づくりをする。
	「できる」「できない」から「 できることから 」へ	できないと簡単にあきらめず、小さな一歩を踏み出すために、まずは、身近なすぐのできることから始める。	○利便性が悪いがすぐに改修できない施設について、貼り紙で利用方法を伝えたり、利用サポートを人的対応で行ったりする。

取り組みの対象	視点	考え方	例
まちの空間 安心・安全で魅力あるまちの「空間」づくりを進めます	「知識」「技術」を活かし、「 知恵・工夫 」を発想する	知識・技術だけでは解決できないものでも、知恵と工夫で、ソフトも含めた代替策・解決策を創造する。	○店舗出入口の段差が構造上・安全上解消できない場合は、利用者用に取り外し可能なスロープを常備する。
	「作る」「使う」そして「 担う 」視点へ	空間を作る、使う視点に加え、空間が効果的に活用されるように担う（管理・運用する）視点を持った、まちの空間の魅力を継続させる。	○階段昇降機等UD設備の定期的なメンテナンスと利用方法の周知 ○ベンチを置いたため手すりが使えない、ベビーカースペースが荷物置場になって使えないなど、目的外使用によってUD機能が損なわれないように施設運営を行う
しくみ ひと・まちを支えUDを効果的に推進するための「しくみ」を整えます	「始める」「終わる」から「 続ける 」へ	始めて終わるのではなく、常に新しい価値の創造をめざして、改善や挑戦を続けていく。	○定期的に利用者の満足度を調査し、すぐにできる、ちょっとした改善を実施する ○同種・類似の取り組みを調査・研究し、取り入れられる改善をすぐに行う
	「計画する・実行する・評価する・改善する」を「 ノウハウ化 」する	取り組みについて計画・実行・評価・改善を繰り返し継続し、好循環（スパイラルアップ）を図るとともに、経験の蓄積をノウハウ化する。	○UD化の成功事例の評価だけではなく、失敗事例とその原因を把握・整理し、今後のUDの取り組みに活かす ○UD事例を整理・分析し、取り組み指針等としてまとめる

4-5 取り組みの進め方

区、区民、地域活動団体、事業者、区が、それぞれの特性や役割を理解し、ユニバーサルデザインの考え方を共有しながら、連携・協働して取り組んでいきます。

①区役

区は、ユニバーサルデザインの考え方の周知・普及・啓発を行うとともに、国や東京都など関係機関、区民、地域活動団体、事業者など、多様な主体との連携・協働により、ユニバーサルデザインの推進に積極的に取り組んでいきます。

②区民に期待される役割

区民は、ユニバーサルデザインの推進にあたって、まちづくりの主体という認識のもと、計画、実行、検証、改善の各段階へ参画することが期待されます。

また、ユニバーサルデザインの考え方を自ら学び、多様な人の個性を認め、「もてなしの心」をもって、地域の課題解決の担い手として、その能力を発揮することが期待されます。

③地域活動団体に期待される役割

地域活動団体は、共に暮らし続けられる地域社会づくりをけん引する担い手として、様々な地域課題の解決に主体的に取り組むほか、ユニバーサルデザインの考え方を地域で共有するための核となり、新たな担い手を発掘し、地域ぐるみの活動へと展開させる役割が期待されます。

④事業者

多様なニーズを積極的に把握し、これまでの取り組みやサービスを充実させたり、最新技術を活用したりし、ニーズに応じた取り組みやサービスを開発することが期待されます。



5. ユニバーサルデザインの推進に向けた取り組みの基本方向

ここでは区が進めるユニバーサルデザインの取り組みの基本方向を示します。

UDの基本的な考え方

- ①「すべての人」が対象
- ②「はじめてから」の発想
- ③「ハード・ソフト両面から最適な手法をめざす」という姿勢
- ④「本来の価値・感性を配慮し提供する」という姿勢
- ⑤「絶えず改善を考え、実践し続ける」という姿勢

UDの要件

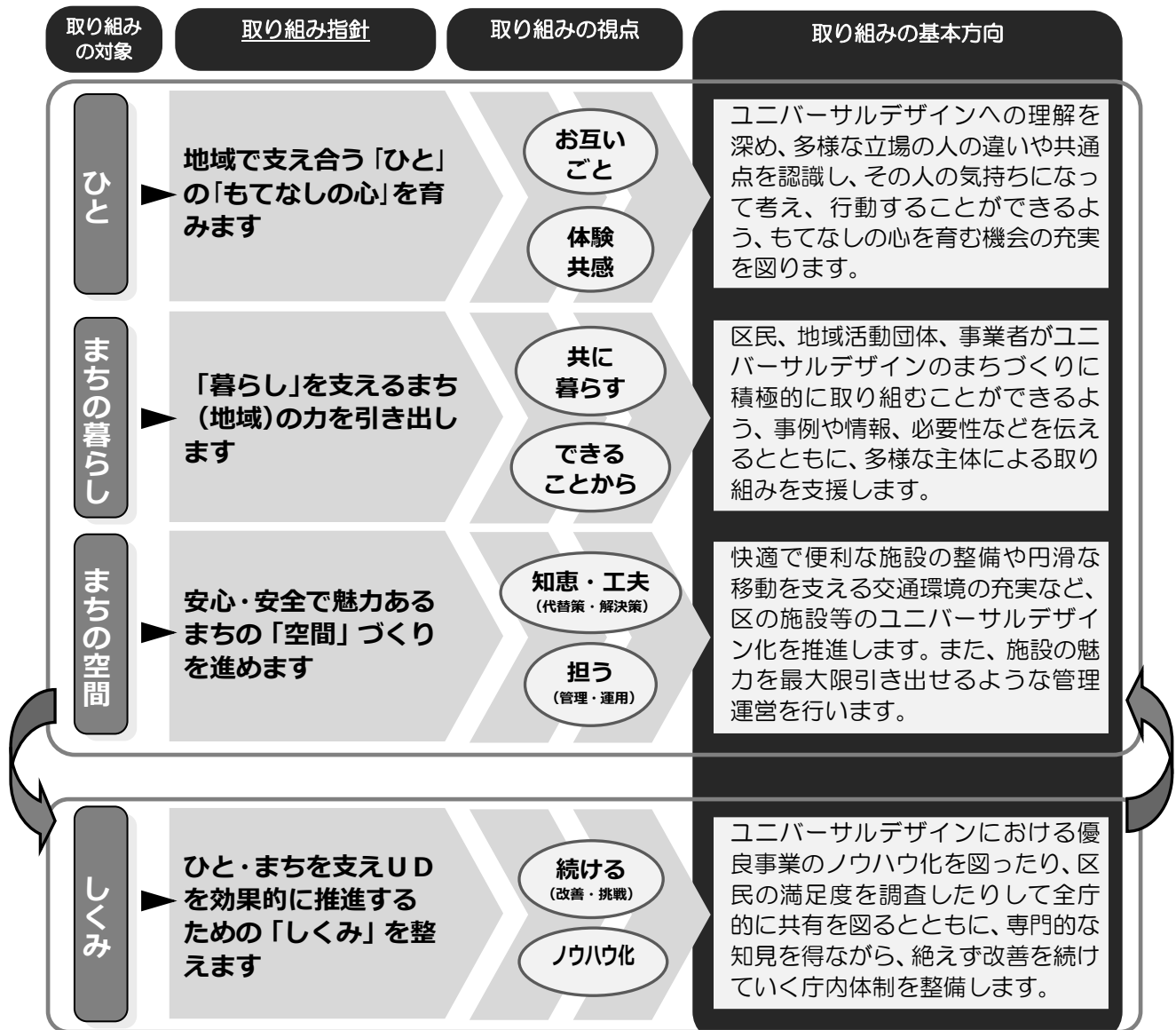
【基本要件】①公平性 ②柔軟性 ③単純性・直感性 ④認知性 ⑤安全性 ⑥効率性・省力性 ⑦快適性

【価値向上要件】A：価格妥当性 B：審美性 C：真正性 D：地域性 E：公益性 F：持続可能性

【プロセス要件】ア：参画・協働性 イ：主体性・自立性

めざす将来像

もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまち いたばし



6. ユニバーサルデザインの推進に向けて

6-1 庁内体制の整備

区では、区内のユニバーサルデザインの推進に向けた取り組みをけん引する役割を果たすため、庁内体制の整備を進めます。

また、既存の会議体や検討組織との連携を進め、施策・組織横断的な取り組みを行う体制を整備します。

(1) (仮称) ユニバーサルデザイン推進調整会議

公共施設の新築・改築・改修などを行う場合、その設計が本方針にのっとった設計となっているかをチェックする組織を設置します。

(2) ユニバーサルデザインアドバイザー

(仮称) ユニバーサルデザイン推進調整会議が行うチェック内容や、当該会議の継続的な機能強化に対する助言・指導を担う学識経験者又は専門家などをユニバーサルデザインアドバイザーとして配置します。

(3) ユニバーサルデザイン推進リーダー

区の各部署に、ユニバーサルデザインに必要な研修を受講したユニバーサルデザイン推進リーダーを配置します。

ユニバーサルデザイン推進リーダーは、庁内において、ユニバーサルデザインの考え方や姿勢を共有化し浸透できるよう、様々な取り組みを推進する役割を担います。

6-2 本方針の活用等

ユニバーサルデザインの推進を全区的な取り組みとして展開していくために、公共施設的设计、維持、管理などハードに係る部署だけでなく、情報発信、人材育成などソフトに係るすべての部署で共有していきます。

併せて、本方針を庁内にとどまらず、区民、地域活動団体、事業者に周知・普及していきます。

また、ユニバーサルデザインの取り組みの進展や社会経済状況の変化にあわせて、本方針について、必要な見直しなどを行っていきます。

6-3 板橋区バリアフリー推進協議会等

東京都板橋区バリアフリー推進条例（平成 14 年板橋区条例第 14 号）に基づき、東京都板橋区バリアフリー推進協議会を設置し、バリアフリー総合計画に関する事項、区民及び事業者へのバリアフリーの推進に関する意識啓発に関する事項などについて調査審議を行っています。

今後は、バリアフリーからユニバーサルデザインへ考え方を発展させることに伴って、協議会の名称変更や所掌事項の拡大も視野に検討を進めていきます。

【参考資料】

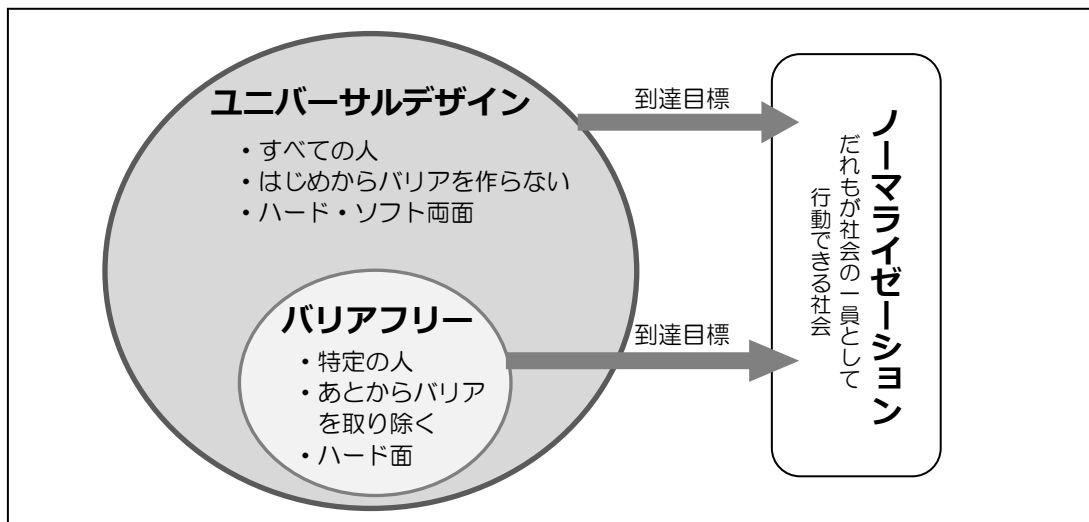
●ユニバーサルデザインとバリアフリー

ユニバーサルデザインもバリアフリーも、障がいの有無にかかわらず、だれもが社会の一員として行動できるノーマライゼーションの考え方に基づく社会をめざすという到達目標は共通しています。

一方、具体的な取り組みという点では、バリアフリーは、障がい者や高齢者等、特定の人が利用できるように、あとから施設などのバリア（障壁）を取り除くこととされています。それに対し、ユニバーサルデザインは、そうした限定はせず、すべての人が利用できるように、施設やサービスなどハード・ソフトの両面において、はじめからバリア（障壁）を作らないことと整理できます。

以上を踏まえると、到達目標をめざす上で、バリアフリーの取り組みは、ユニバーサルデザインの取り組みに含まれるという言い方もできます。

【図表】ユニバーサルデザインとバリアフリーの関係



【図表】ユニバーサルデザインとバリアフリーの特徴

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対象者	特定の人 (障がい者・高齢者等)	すべての人 (年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず)
考え方	あとから バリア（障壁）を取り除く	はじめから バリア（障壁）を作らない
主な対象	ハード面	ハード・ソフト両面
取り組みの前提	バリア（障壁）は すでに存在している	バリア（障壁）がない ことがあたりまえ
取り組みの姿勢	特定の人にとって 利用上のバリア（障壁）の 数を減らしていく	すべての人にとって、 さらに利用上の質が高まるように 絶えず改善に取り組む